

議案第210号

指定管理者の指定について

さいたま市東大宮コミュニティセンター等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市見沼区東大宮4丁目31番地1	さいたま市東大宮コミュニティセンター
さいたま市見沼区大字大谷1210番地	さいたま市七里コミュニティセンター
さいたま市見沼区染谷3丁目147番地1	さいたま市片柳コミュニティセンター
さいたま市大宮区高鼻町2丁目292番地1	さいたま市高鼻コミュニティセンター
さいたま市大宮区堀の内町1丁目577番地3	さいたま市大宮工房館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 小島 正明

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで